

細則 4－3 移送取扱所の配管工事等の保安に係る自主保安基準【危規則第 60 条の 2 第 1 項第 9 号及び第 10 号関係】

定める必要がある施設	全ての移送取扱所
------------	----------

第 1 総則

当所の移送取扱所の配管の保安は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「移送取扱所の配管工事等の保安に係る基準」に基づき行うものとする。

第 2 移送取扱所の配管工事等の保安に係る基準

移送取扱所の配管工事の保安監督体制及び配管周囲において移送取扱所以外の工事を行う場合における当該配管の保安は、次のとおり実施するものとする。

- 1 所長は、移送取扱所の配管工事に係る工事管理体制を定め、工事責任者を指定するものとする。
- 2 工事責任者は、移送取扱所の配管工事に係る工事内容に応じた必要な手続きを行うものとする。
- 3 工事責任者は、移送取扱所の配管工事の安全対策に係る必要な事項を定め、作業員に遵守させるものとする。
- 4 工事責任者は、必要に応じて工事に立ち会い、作業員に指示するものとする。
- 5 工事開始前に作業場所から危険物を排除する必要がある場合は、危険物の特性を考慮した安全な排除方法を選定するものとし、工事責任者が排除完了を目視で確認後に工事を開始するものとする。
- 6 工事を行いながら当所の一部を使用する場合は、工事に伴う変更内容等を勤務員に事前に周知するものとする。
- 7 工事責任者は、工事開始前に定期点検の結果を確認するものとする。
- 8 工事責任者は、_____と、工事の進行状況の共有を図るものとする。
- 9 所長は、移送取扱所の配管の周囲で移送取扱所以外の工事が行われる場合、移送取扱所の配管の安全性を確保するため、工事前に当該工事責任者と打ち合わせを行い、当該工事によって移送取扱所の配管に影響がないか事前に検討するものとするものとする。また、必要に応じて、移送取扱所の配管に対し保安のための措置を講じるものとする。

10 その他